

私たちの近況を報告いたします



防災避難訓練

令和3年10月

安来消防署広瀬分署から5名の消防隊員さんに来ていただき、訓練(通報、避難、消火)を行いました。職員の誘導で、速やかに避難することができました。また、水消火器を使つて的をめがけての消火訓練をしました。緊張感がありみんな真剣に訓練をしました。

隊員さんに『定期的に訓練をしているので、速やかに避難できていた』と講評を頂きました。

訓練終了間際、救急の要請が入り救急車が出動する場面がありました。

緊張に包まれた中、数名の隊員さんは短時間のうちに防護服を着て出動して行かれました。実際に出動現場を見ることができ、これを含めて良い訓練となりました。



春のレクリエーション

令和4年5月

宍道湖・中海の生きものを見学することができる【島根県立宍道湖自然館ゴビウス】へ行きました。

海に生息する巨大な魚類を鑑賞できる水槽がありました。また、生物に触れられるスペースもありました。みんなおそるおそる、実際に生物に触れて感動していました。

また、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオを実際に見ることができ、大変有意義な時間となりました。



人権学習会

令和4年7月

今年は安来市人権施策推進課から曾田先生と八澤先生を講師にお招きしました。

【みんなが普段の生活を気持ちよく過ごすためのルール】、【ぎば工房でのルール】をわかりやすく丁寧に教えて頂きました。

また、グループワークでは自分にとって重要であるという観点で様々な権利について順位付けをしました。その結果をもとに話し合いをすることにより【人権】についてさらに理解を深めることができました。



権利の熱気球

1	I 毎日、必要な食べ物と水をとれる権利	
2	A きれいな空気を吸える権利	
3	D 自分のまちがいを許してもらえる権利	
4	F いじめられたり、虐待されたりしない権利	
5	H 十分に遊んだり、休んだりできる権利	
6	C 自分の考えを無視されずに聞いてもらえる権利	
7	J 旅行など、休みを楽しめる権利	
8	E お店で好きなものを選べる権利	
9	L 自由に使えるお金をもてる権利	
10	G 愛したり愛されたりできる権利	
11	K 自分だけの部屋を持つ権利	
12	B 好きな本を読める権利	

A きれいな空気を吸える権利	B 好きな本を読める権利	C 自分の考えを無視されずに聞いてもらえる権利
D 自分のまちがいを許してもらえる権利	E お店で好きなものを選べる権利	F いじめられたり、虐待されたりしない権利
G 愛したり愛されたりできる権利	H 十分に遊んだり、休んだりできる権利	I 毎日、必要な食べ物と水をとれる権利
J 旅行など、休みを楽しめる権利	K 自分だけの部屋を持つ権利	L 自由に使えるお金をもてる権利